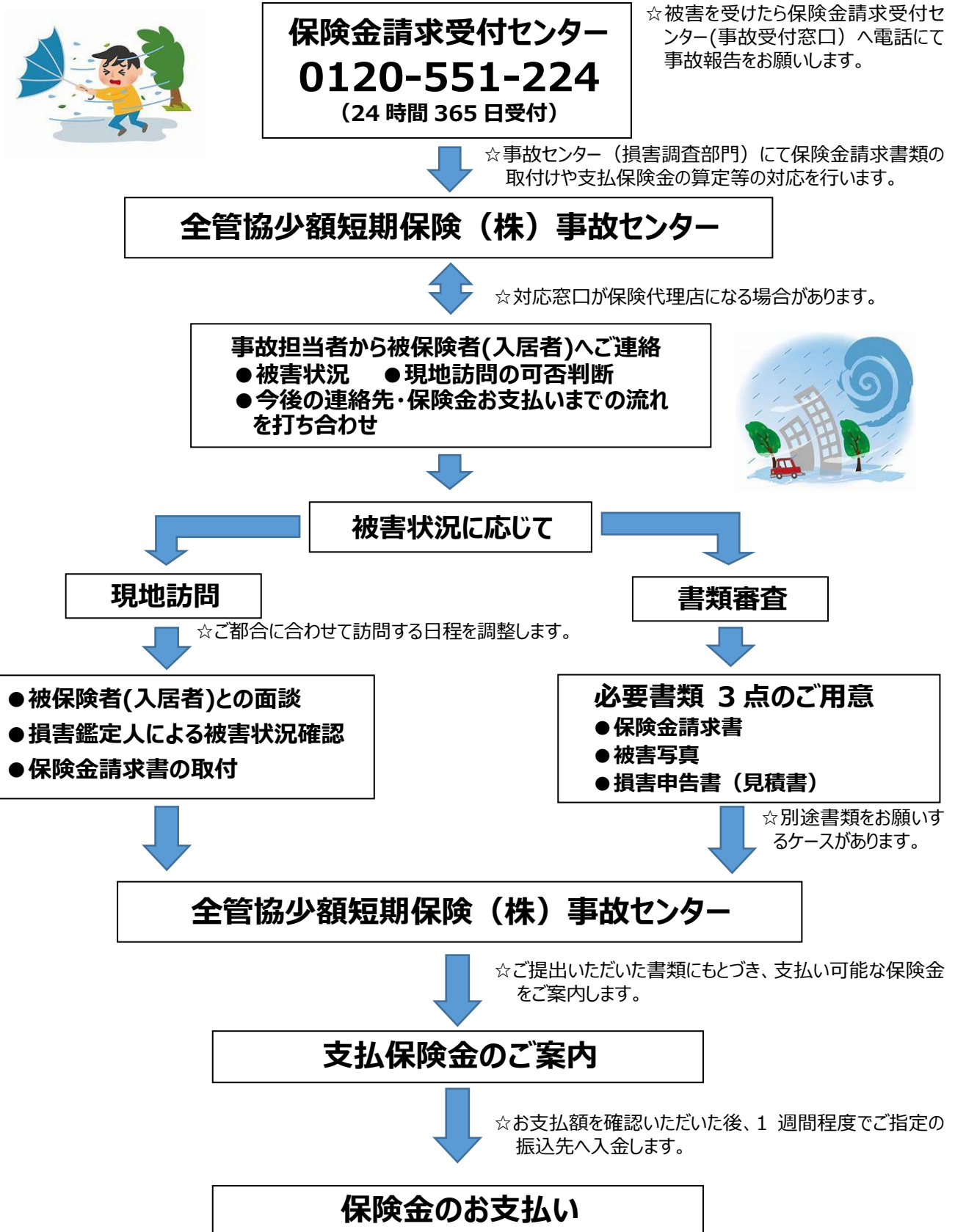


台風や豪雨等に係る保険金お支払いの流れ

台風や豪雨等により水害または風災が発生し被害を受けた場合、事故受付から保険金お支払いまでの流れは以下のとおりです。



よくあるご質問

Q1. 雨漏りによる損害に保険金は支払われますか？

A1. 台風等により屋根や窓ガラスが壊れ、そこから雨が吹き込み、保険の対象が損害を受けた場合は保険金をお支払いします。

ただし、窓の閉め忘れや、通気口からの吹き込み、サッシの隙間からの雨水のしみ込みによる損害は、保険金をお支払いできません。

Q2. 床下浸水による家財の損害に保険金は支払われますか？

A2. 床下浸水は原則、保険金をお支払いできません。

ただし、家財の再調達価額(※)の30%以上の損害が発生した場合は、家財保険金額を限度として保険金をお支払いします。

(※) 同等のものを新たに購入するために必要な金額

Q3. 片付けや修理を進めていいですか？

A3. 進めても構いません。ただし、事前に損害品の書き出しと写真の撮影をお願いします。

被保険者(入居者)の安全確保、復旧が最優先となります。廃棄処分、撤去等を進められる場合は、損害品の書き出しと廃棄物の写真、損害箇所の写真の撮影をお願いします。

Q4. 損害品の書き出し、写真撮影はどのようにすればいいですか？

A4. ① 損害品の書き出しについて

廃棄される家財の品目名・購入年月・購入金額・数量をおおよそで結構ですの
で、メモ用紙等に控えていただくようお願いします。

後日、損害申告書をお送りしますので転記をお願いします。

② 写真撮影について

部屋全体の写真撮影と、廃棄される家財の写真撮影をお願いします。

写真はプリントしていただくか、後日画像データを事故センターへメール送信して
いただきます。